

	記者発表資料				
令和5年10月			和5年10月6日		
	担当課		農村整備課		
	(担	当)	(長石、大和谷、藤本)		
	電	話	30-8316 (内線 3368)		

## 農地・農業用施設災害復旧における農家負担の軽減を行います

## 1 背景•目的

現在、農地・農業用施設が被災した場合に実施する災害復旧事業では、事業費の一部を受益者 負担金として農業者からご負担いただいています。

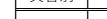
7月の大雨、8月の台風第7号では、福部町や佐治町などで、農地・農業用施設が過去に例を みない甚大な被害を受けました。また、過去 10 年間の災害では7度も激甚災害の指定を受ける など、近年の災害は激甚化する傾向が高くなっています。さらに円安等の影響による燃料代・肥 料代の高騰に加え、農業者の高齢化及び後継者不足等により、農業を取り巻く環境は厳しさを増 しています。

こうした状況の中、被災された農業者が継続して営農していけるよう、農地・農業用施設災害 復旧における農家負担の軽減を図ります。

## 2 見直しの内容

## 【現行の負担率】

災害別	区分	負担率
補助災害	農地	事業費の6.5%以下
冊奶火口	農業用施設	事業費の4.5%以下
単独災害	農地	事業費の10%
半短火音	農業用施設	事業費の7%



災害別	区分	負担率			
補助災害	農地	事業費の1.0%以下			
開切火口	農業用施設	事業費の1.0%以下			
単独災害	農地	事業費の1.0%			
半级火青	農業用施設	事業費の1.0%			

【見直し後】

- 〇現行の制度から、補助災害、単独災害問わずに事業費の1%に見直します。
- 〇農業用施設災害における、1戸当たりの受益者負担上限額(35,000円/戸)は見直し後も適 用となります。
- ○負担率の適用は、令和5年度に発生の災害以降適用したいと考えています。





